

令和7年12月4日  
西日本高速道路株式会社

## 入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者：新明和工業株式会社  
住所：兵庫県宝塚市新明和町1－1
2. 入札参加資格停止期間：令和7年12月4日から令和8年2月3日まで（2カ月）
3. 入札参加資格停止措置対象地域：全地域
4. 事実概要：極東開発工業株式会社及び新明和工業株式会社（以下「当該業者」という。）  
は、かねてから、月1回の頻度で開催する2社の部長級の者の会合において、  
特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行っていたところ、鋼材等の  
特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、遅くとも令和4年2  
月4日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き  
上げることを合意した。また、当該業者は、令和4年4月以降も、鋼材等の価  
格が引き続き高騰していたことから、遅くとも令和5年2月7日までに、同年  
4月1日以降に販売する特定特装車製品のうち特に販売価格の引上げが必要で  
あった塵芥車（じんかいしゃ）に取り付けられる架装物及びテールゲートリフ  
タの販売価格を更に引き上げることを合意した。  
前記のとおり、当該業者は共同して、特定特装車製品の販売価格を引き上げ  
る旨を合意することにより、公共の利益に反して、我が国における特定特装車  
製品の販売分野における競争を実質的に制限していた。令和7年9月24日、  
公正取引委員会は、上記の行為は独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）  
の規定に違反するものであるとして公表した。
5. 入札参加資格停止措置理由：  
新明和工業株式会社が独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為  
を行っていたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成1  
7年11月30日付要領第96号）別表第2第3号（独占禁止法違反行為）に該当する。

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第2

措置要件	地域及び期間
(独占禁止法違反行為) 3 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号、第5号、第8号及び第9号に掲げる場合を除く。）。	発生地域及び影響を受けた地域について 当該認定をした日から2月以上9月以内

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分

地域	都道府県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課